危機管理本部カスタマーハラスメント対策委員会設置要綱

（設置）

第１条　川崎市カスタマーハラスメント対策委員会等設置要綱第５条の規定に基づき、危機管理本部の職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る事項について検討し、対策を実施するため、危機管理本部カスタマーハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員長等）

第２条　委員会の委員長等は、別表のとおりとする。

（所掌事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

（１）危機管理本部の職員に対するカスタマーハラスメント対策の検討及び推進に関すること。

（２）職員に対するカスタマーハラスメント対策に係る危機管理本部内の連絡及び調整に関すること。

（３）その他必要な事項

（会議）

第４条　委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

２　委員長が、事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

３　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させることができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、危機管理本部危機管理部において処理する。

（その他必要事項）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項については、委員長が定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１５日から施行する。

別表（第２条関係）

委員長	危機管理本部危機管理監
副委員長	危機管理本部危機管理部長
委員	危機管理本部危機対策部長
	危機管理本部危機管理部担当課長
	危機管理本部危機対策部担当課長